

申立書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

所有者 住所

氏名

このたび私が建築（取得）しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地 長久手市

（仮換地等： 区画整理 街区)

家屋番号

2 入居予定年月日 令和 年 月 日

3 現在の家屋の処分方法

4 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明事項を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

申立書記載要領

住民票の転入手続を済ませていない場合

(1) 専ら当該個人が住宅の用に供することについては、証明申請者が証明申請時に居住している家屋（以下「現住家屋」という。）の処分方法等、入居が登記の後になる理由及びこれらに照らして適切な入居予定日が記載されている申立書並びに併せて提出する書類により確認することができること。

(2) 現住家屋の処分方法については、次の書類を提出すること。

① 現住家屋を売却する場合

当該現住家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等売却することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。

② 現住家屋を賃借する場合

当該現住家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等賃貸することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。

③ 現住家屋が借家等の場合

証明申請者と家主間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請者の所有とする家屋でないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。

④ 現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等

当該親族の申立書等、現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し。

(3) 申立書には入居が登記の後になる理由を具体的に記載し、現住家屋の処分方法等が未定である場合には、入居が登記の後になることを証明する次のような書類を添付すること。

① 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後に遅らせることのできない場合

当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し。

② 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等止むを得ない事情等により登記までに入居できない場合

前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し、療養期間が記載された医師の診断書の写し等止むを得ない事情を明らかにする書類。